

竺法護訳経における述作について

河野 訓

述作とは、論語に「述べて作らず」とあるその述作であり、先人の説を論述する述と新説を唱える作をいう。本小論では、特に竺法護の訳経における作について論じたい。

竺法護訳の『正法華経』では『法華経』テキストとして最も古い形を残しているとされる『妙法蓮華経』に比べて授五百弟子決品、葉王如来品の前半において大きな増広がみられる。また、『添品妙法蓮華経』序によれば、鳩摩羅什訳の『妙法蓮華経』には提婆達多品が欠けていたことが明かであり、両者には依拠した原テキストに大きな相違のあったことが想定されている。本論文では、そのようにテキストの上で大きく異なる箇所も含めて、『妙法蓮華経』その他の諸々の『法華経』テキストには並行箇所がなく竺法護の『正法華経』にのみ見られる箇所について、その由来を検討し、そこにできる限り竺法護独自の思想を読みとろうとするものである。

一 「成仏」、「本浄」の強調について

竺法護の訳経について、特に『正法華経』訳出以前に訳された竺法護訳の諸経典に、諸法空、本浄の思想に基づいての修道観、成仏観が顕著に現れることは先学によって指摘されている。『妙法蓮華経』と他のサンスクリット諸本には見られず、『正法華経』にのみ存在する箇所は、まさに竺法護が自己の主張を行ったところと考えてよいのではないか。そのような例を具体的に挙げれば次のとおりである。「すべて大正九巻」

● 譬如彼子与父别久、行道遥見不識何人、呼而怖懼、後稍稍示威儀法則乃知是父。仏亦如是。吾等不解菩薩大士、雖従法生為如来子、但求滅度、不志道場坐於樹下、降魔官属度脱一切。我輩自謂已得解脱。以是之故、今日親聞、未為成就、不為出家、不成沙門。

(八一上二一—二八)

● 是諸声聞皆当成仏。我等悦豫不能自勝。(八一中七—八)

竺法護訳經における述作について（河野）

五四

・惟願大聖 讚說經典 開化衆生 發起黎庶
三界群萌 悉共渴仰 使建道意 皆令蒙度

（八九中二一～二三）

・其仏所念果如所言、為諸十方講說經法、開化一切皆令得道

（二〇二下二八～二〇）

・仏告大弁、是七宝塔在于東方而處於下。去是無量江河沙仏土、在於虚空未曾出現。今見能仁如來正覺本行學道為菩薩時、用衆生故不憐身命、精進不懈、行權方便、布施持戒忍辱精進一心智慧、求頭与頭、求眼与眼、求鼻与鼻、求耳与耳、手足支体妻子侍從七宝車乘象馬衣裘國邑墟聚、恣人所求、無所愛惜、自致得仏。今故來現致敬能仁、欲令能仁仏坐我所有師子金床、講正法華開化一切、使蒙其恩。能仁如來尋如所勸、則升講堂師子之座、分別數演正法華經。

（二〇二下二六～一〇三上八）

・一切所供養 奉法為最上 分別空無慧 自致得仏道
宣暢法華經 以示諸不及 解本無三乘 順一無上真

（二〇三上二三～一六）

・使諸來者各得其所開發大道（二〇三上二一）

・其身清淨 亦復如是 悉觀見于 一切世間

・以俗之身 覺了如茲 斯人尚未 獲成聖道

（二二二上二四～一六）

・發大道意、自致正覺度脱一切（二二五上一四～一五）

・致不退転無從生忍至成仏道（二二六中二七）

・諳講經義受諸不及、令一切聞悉發道意（二二七中八）

・顯授大道無上正真（二二八中一九～二〇）

・因而示儀開化道慧（二二八中二〇）

・以得超越、展転相成多所度脱。一切盲冥咸入道明、便自發意

（二二二下二〇～二一）

傍線部の得解脱（解脱を得る）、成仏（仏となる、さとりを成ずる）、建道意（さとりに向かう心を起こさせる）、得道（さとりを得る）、得仏（さとりを得る）、得仏道（さとりを得る）、開發大道（大いなるさとりを覚らせる）、獲成聖道（すぐれた教えあるいはさとりを体得する）、發大道意（大いなるさとりに向かう心を起こさせる）、致正覚（正しいさとりに至る）、成仏道（さとりを成就する）、發道意（さとりに向かう心を起こす）、授大道無上正真（大いなるさとり、無上の正しいさとりを授ける）、開化道慧（さとりの智慧を教える）、入道明（さとりの智慧をさとの）の各語は、全て、竺法護の挿入句に見られるもので、「さとりを成就する」という内容を含んでいる。

また、竺法護が「心本淨」、「自然清淨」、「本末清淨」など本淨、清淨をことに強調していることについても先学の指摘するとおりである。³⁾次は『妙法蓮華經』など他の法華經には見られないが、『正法華經』には存する例である。

・其身清淨 亦復如是 悉觀見于 一切世間
以俗之身 覺了如茲 斯人尚未 獲成聖道

（大正九、一三二上一四～一六）

竺法護が「心本淨」、「自然清淨」、「本末清淨」など本淨、

清浄をことに強調していることについては一歩進めて考えると、心浄の思想は竺法護の拠って立つ仏教理解の根本に位置するものではなかったのだろうか。道家思想の拠り所となつた『淮南子』の人間訓は「清浄恬愉人之性也」(清浄、恬愉は人の性なり)で始まる。竺法護の時代には、このような人間の本性が清浄であるというのは、理想というよりもむしろ明白な前提と考えられていたのではなかったか。竺法護は、当時の思想風潮に、仏教本来の無自性、空と心浄の思想をうまく合致させて經典の随所にちりばめ、再構成したのではないかとも考えられる。

二 竺法護經典にみる比喩の解釈

次に『正法華經』に特徴的な、比喩の解説を見ることにする。『法華經』で比喩の解釈が施されているのは次の三箇所である。

- ① 往古品第七「如来悉見説有三乘」(大正九、九二下一六—九三上一)
- ② 授五百弟子决品第八「仏言発無上正真道意各有名号」(大正九、九五上二二—二五)
- ③ 如来現寿品第十五「其父医者非徒虚妄」(大正九、一四四—一六下二)

以上三例のうち、第一と第三の例は、同内容の比喩が『妙

竺法護訳經における述作について(河野)

法蓮華經』並びにサンスクリット諸本と『正法華經』にあるが、『正法華經』にはさらにその注釈としてここに掲げた部分が付されている。一方、第二の例は、『妙法蓮華經』並びにサンスクリット諸本には比喩も、その注釈に当たるとこの部分も全く欠けている。

本来の經文に注が含められて、經文を見ただけでは本来の經文と注とを区別できないという經典は、初期の漢訳經典にはよく見られることである。例えば、安世高の『安般守意經』などがその好例として挙げられる。

はじめにこの三例が竺法護による本来の『正法華經』に、訳出当初からあつた部分であるのか、それとも注釈の部分のみ後世に書き込まれたものであるのかについて、はじめに「謂」以下の注釈に用いられた語彙が竺法護の通常用いていた語彙であるかどうかを確認することが必要である。その場合、竺法護が『正法華經』を訳出したのは経録等によれば太康七年(二八六)八月一〇日であるから、それ以前に訳出されたことが明らかで、竺法護の真訳とされ、現存するものが第一の対象として限定される。語彙の典拠は注に掲げることとし、問題の残る語句のみここで検討する。

①にある「学者」は竺法護の最初期の訳經である『須真天子經』には見いだせる語であるが、竺法護訳經に頻出する語ではない。「菩薩行法」の「菩薩」は頻出する語であるから

論外として、「行法」は『大善権經』に「声聞緣覺唯行此法」の例がある。

②にある「権智」は文字どおりの例は未だ見いだせていないが、『大善権經』や『修行道地經』に「権慧」が同様の意味で用いられている。同様に②に出る「慧士」は『修行道地經』に慧人という語があるが、「慧士」の例は見いだせていない。但し、竺法護訳出とされている『決定総持經』（訳出年不詳）にはその用例が見られる語である。

以上の語は『正法華經』以前の經典には頻出しな語であるが、竺法護の用いる術語でないとはいえない語である。

次に、竺法護の訳經における比喩の解釈について見てみると、今取り上げた『正法華經』以前の諸經典において、比喩の解釈が実例として顯著に現れるのは太康五年（二八四）訳出の『修行道地經』巻七と同六年訳出の『慧上菩薩問大善権經』巻上である。

①は法華七喩の一とされる化城喩についてである。竺法護の訳經ではほぼ同一の比喩が『修行道地經』巻七に見られ、『慧上菩薩問大善権經』巻上にも近い比喩がある。前者には解釈が付されていないが、後者には付されている。但し、後者の異訳經である東晋の竺難提訳「大乘方便会」、宋の施護訳『大方広善巧方便經』の何れにも解釈部分が存することより、竺法護の訳出時の原典にも初めから解釈部分が存してい

たとみることができよう。

②の海に入り、珍宝を採るといふ比喩は、若干ニュアンスが異なるが『修行道地經』巻七に収められているほか、訳出は『正法華經』に遅れるが重要な經典とされている『如来興顯經』（元康元年（二九一）訳出）にもある。このうち後者は、海中の大宝珠を諸の貧賈が手に入れるという同様のシチュエーションで、「一切の貧賈が則ち法の珍しきを獲るとは、便ち豊饒なる無極の財を得るなり」（大正一〇、六〇〇中一〇～一一）といい、それは『正法華經』の「如意珠を得るとは如来の無極の法身を獲るを謂うなり」と同じ内容となっている。『如来興顯經』を他の異訳經典と比較してみると、その箇所を表現を欠いているから、この箇所については『正法華經』の表現を承けて『如来興顯經』の一文が挿入されたと考えられる。

③の医者 of 譬喩について、良医、良薬を題材にした比喩とその解釈が、やはり『修行道地經』にあるものの、比喩は『正法華經』ほど物語性に富んだものではない。

以上、『正法華經』の比喩解釈部分の語彙が『正法華經』以前の竺法護の訳經の中にすでに用いられているものであることと、同じ内容の比喩やその解釈を含む經典が存在することの二点を確認した。

次に他の『法華經』諸經典には見られない②の比喩につい

ては、竺法護が正確にはどこから『正法華經』のこの比喻を持ち出してきたのかはまだ研究の余地はあるものの、類似的比喻をすでに知っていたことは前述のとおり確実である。さらにそれは解釈を伴って訳出されていたから、『正法華經』の比喻とその解釈もそれにならったものであろう。これに限らず、竺法護が翻訳經典の間で、ある程度自由に經文を融通させていたことは、『正法華經』の經文にそって『如来興顯經』に一文を補っていることからも推定される。

また、①③の經文にみられる比喻に解釈を施すという考えは、すでにそのことが許されるものであることを竺法護は知っていたようである。安世高訳のものですでに解釈が施されたまま流行しているものもあったであろうし、自らも少なくとも二經は、その解釈が原典にあったか否かを別にして、解釈の施された經典を訳出しているからである。

以上より、③については確認が取れていないが、『正法華經』に見られる比喻の解釈は、訳出時より存在した竺法護の真訳であり、翻つていえば、このような解釈的な漢訳こそが、竺法護の經典訳出の特色ある態度である。

1 学会の配布資料では、『正法華經』とともに『如来興顯經』についても示したが、本論文では紙面の都合上、割愛する。同經については、拙論『如来興顯經』の研究』（東京大学東洋文化研究所紀要百二十七冊 平成七年三月）参照。

竺法護訳經における述作について（河野）

2 佐々木孝憲「竺法護の訳經について―正法華經読解のための基礎的考察―」（坂本幸男編『法華經の中国的展開』所収）。

3 藤堂恭俊「竺法護訳出經典にみられる心淨説」印度学仏教学研究第五卷一号。自然清淨、本末清淨については拙論「竺法護訳華嚴經類と魏晋玄学」（仏教学第三五号、一九九三年十二月）参照。

4 『須真天子經』『方等泥洹經』『德光太子經』『宝藏經』『修行道地經』（『修』と略す）『阿惟越致遮經』（『阿』と略す）『大善権經』（『善』と略す）『海龍王經』（『海』と略す）『持心梵天經』（『持』と略す）。このうち特に注意すべきは、訳經の空白期間の後の訳經である『修』以下の諸經典である。拙論「竺法護の經典訳出年等再考」（『仏教文化』學術増刊号（五）平成元年十二月）参照。

5 典拠は『正法華經』に訳出時の近い經典（前注で掲げる順番の遅い經典）を中心として採る。

①如来『持』大一一、上一二九

五道生死『修』大一一、一九〇上一、二二八中一〇

学者『須真天子經』大一一、一〇六上五

道慧『持』大一一、五上五

『善』大一一、一五九上一五

菩薩行法 菩薩は頻出。「声聞緣覺唯行此法」『善』大一一、

一五九中二一

羅漢『持』大一一、二九下二九

泥洹『持』大一一、四中一三

『方等般泥洹經』大一一、九二二上二四

滅度『持』大一一、四中二五

『阿』大九、二二五中二

無上正真道意『持』大一一、三下二四

『阿』大九、二二四下二八

②經道『海』大一一、一五四下一二一〇一三

『善』大一一、一六五中七

権智「権慧」『善』大一二、一六二中二四

『修』大一五、二二八下二九

空・無想・無願「持」大一一五、四下二〇、二一

『海』大一一五、一三三中一七、一八

法身「修」大一一五、二二九、下二

『阿』大九、二〇四、中二八

菩薩道「阿」大九、二〇四上一六

『修』大一一五、二二七、下一四

大意「阿」大九、二二四下八

無從生「阿」大九、二〇二中二二

七覚意「持」大一一五、一九下一五

『善』大一一二、一六〇下二六

道教「持」大一一五、二二中二二

『阿』大九、二〇〇下三

仏道「持」大一一五、二二中二七

慧士（『決定総持経』（訳出年不詳）大一一七、七七二上四）「慧

人」『修』大一一五、二一九下二九

最正覚「海」大一一五、一三七上二六

『阿』大九、二二六中一七

一乗「持」大一一五、二八下二六

『阿』大九、一九九上九

二道「持」大一一五、二七上二六

『方等般泥洹経』大一一二、九一六下一六

成仏「持」大一一五、三二上一

名号「持」大一一五、下一二五

③三界「持」大一一五、一六下四

『修』大一一五、二一五上八

三毒「修」大一一五、一九四上二七、二二四中二三

悲哀「持」大一一五、二七下二五

『海』大一一五、一五〇下一六

五趣「持」大一一五、六下二〇

経法「持」大一一五、二六中六

『海』大一一五、一三六中八

不退転「持」大一一五、二六上二五

『阿』大九、一九八下一四

無所從生「阿」大九、二一五下二二、二二

『方等般泥洹経』大一一二、九一八上四

六十二見「持」大一一五、二二下一

『海』大一一五、一五〇上一、二二

6 『修行道地経』卷第七（大一一五、二二五下—二二六上）

7 『大善権経』卷上（大一一二、一五九中—一六〇上）

8 『大乘方便会』（『大宝積経』卷第一百七、大一一一、五九九上—下）、『大方広善巧方便経』（大一一二、一七一上—中）

9 『修行道地経』卷第七（大一一五、二二五上—中）

10 『如来興顯経』卷第二（大一一〇、六〇〇中）

11 『修行道地経』卷第七（大一一五、二二四中—下）

〈キーワード〉 竺法護、正法華経

（文化庁宗務課専門職員）